平成２４年（フ）第１７１号
山口県下関市大坪本町43番18号
債務者　阿比留　梢
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
熊本市北区高平２丁目９番11号　エトワール渡辺Ⅱ102号
債務者　山下　恵美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７号
愛媛県西条市飯岡11番地、前住所愛媛県新居浜市大生院1858番地
債務者　加藤キヨ子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３０３号
青森県むつ市松山町２番８号　金谷団地７―３号
債務者　岩渕美由貴
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
青森市緑３丁目７番地７　咲生ハイツ102号、申立時の住所青森市幸畑４丁目16番７号　市営住宅４―７―13
債務者　奥崎　慶子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
島根県浜田市日脚町922番地
債務者　中　　孝男
法定代理人成年後見人　中　　博子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１７５号
長崎県佐世保市中通町96番地
債務者　山中　純一
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
山口県防府市勝間１丁目４番15号、前住所山口市大内矢田867番地18
債務者　山本　祥吾
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
山口県防府市勝間１丁目４番15号、前住所山口市大内矢田867番地18
債務者　山本　公子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
熊本県八代市海士江町2998番地５
債務者　白石　伸二
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２６０３号
横浜市戸塚区上矢部町690番地34　かもめプロペラ第１寮101号
債務者　岩田　千恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６０７号
横浜市港南区港南台２丁目16番25号　クレフォート港南台106
債務者　山本　浩子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６０号
愛知県田原市六連町新浜１番地119
債務者　池田　雅彦
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２７３号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下36番地２　D―206、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字久保田58番地２　A―６
債務者　西村　幸予
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４８６号
岡山県玉野市山田3809番地82、住民票上の住所岡山県総社市中央２丁目20番５号
債務者　湊　　勇輔
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１２号
岡山県高梁市有漢町有漢5714番地１　市営横見第３住宅第W―２号
債務者　早川　正之
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部